

再商品化されたブラウン管式テレビ（ガラスカレット）のリサイクル体制の構築について

平成13年4月から施行されている特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、家電製品4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、いわゆる家電リサイクル法ルートにより処理されています。

中でも、ブラウン管式テレビについては、2011年7月の地上デジタル放送への完全移行を控え、平成19年度処理実績は4,613千台と年々、処理台数が増えているところです。

ブラウン管式テレビは、ガラスカレットとして再商品化され、ほとんどがブラウン管に再生されてきたところですが、現在は、ブラウン管式テレビは国内において製造されていないことや、一般的なガラスと異なり有害な鉛が含まれ、他のガラスへの転用も技術的な課題が大きいことなどから、そのほとんどが主にマレーシアやインドなどアジア諸国へ輸出されているのが現状です。

しかしながら、それらの地域においてもブラウン管式テレビの生産量が減少していることから、新たなリサイクル先を確保しない限り、大量のガラスカレットが余剰となり、法律で定められた再商品化率を達成できなくなることが予想されます。

そこで、国におかれては、家電リサイクル法の適正な運用を図るために下記の対策を講じるよう要望します。

ブラウン管式テレビのガラスカレットのリサイクル先を確保し、新たなリサイクル技術の確立を含めたリサイクル体制の構築を図ること。

平成 年 月 日

経済産業大臣 二階 俊博 様
環境大臣 齊藤 鉄夫 様

八都県市首脳会議

座長	さいたま市長	相 川 宗 一
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	石 原 慎 太 郎
	神奈川県知事	松 沢 成 文
	横浜市 長	中 田 宏
	川崎市 長	阿 部 孝 夫
	千葉市 長	鶴 岡 啓 一